

内閣参質一〇四第五号

昭和六十一年一月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員藤原房雄君提出まぐろの輸入規制等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤原房雄君提出まぐろの輸入規制等に関する質問に対する答弁書

一について

(一) まぐろについては、輸出国に対し日本における市況の安定が各国共通の利益であるとの理解を求める等、現にとり得る措置につきできる限りの努力をしているところである。

(二) 水産物の輸入については、関係国との友好関係、G A T T等に留意しつつ、我が国漁業者への影響にも十分配慮し、適切に対処してまいりたい。

二について

(一)及び(三) 経営が困難となつてゐる漁業者に対しては、漁業経営維持安定資金の融通等の措置を講じてきており、さらに、昭和六十一年度には、自助努力と関係機関の支援・協力を前提に低利の借換資金を融通する制度を創設することとしている。

- また、長期的観点から経営の体質強化を図るため、省エネルギー漁船、投揚縄自動化装置等の技術開発に助成してきたところであり、さらに、これらの建造・購入に要する経費については、農林漁業金融公庫資金、漁業近代化資金等の融通が可能である。
- (二) 赤身まぐろの消費促進については、関係業界に協力を要請しているところである。